

別紙

平成12年建設省告示第1446号の令和元年9月改正に係る建築物及び免震材料の取扱いに関する質問回答

本質問回答は標準的な取扱いを示したものであり、個別の建築物ごとに取扱いを確認する必要があります。

No.	質問	回答	備考
1	令和3年4月以降の着工物件について、確認申請書に記載された免震材料が改正告示適合確認前の認定番号であった場合、当該材料が改正告示に対する評定又は大臣認定を取得した後に、確認申請書の書き換え手続きが必要ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 改正告示に適合するものとして、新たに認定を取得した場合には、当該免震材料の認定番号が変更となるため、確認申請書の書き換えが必要です。 改正告示への適合を指定性能評価機関の評定等により確かめられた免震材料については、当該免震材料の認定番号が変わらないため、確認申請書の書き換えは不要です。ただし、認定書に評定書を添付するなど、当該免震材料が改正告示に適合している旨を確認できるようにして下さい。 	R2.5.15 回答
2	免震材料について、確認申請書の大臣認定番号の書き換えが必要な場合について ①大臣認定（時刻歴応答解析）による建築物の場合、当該建築物の大臣認定（変更手続き）を行う際、軽微変更として扱われますか。	①品質管理体制の強化（変更）等の変更により、新たに認定を取得した場合（免震材料の構造性能に影響を与える変更を除く。）は、軽微変更として扱われるものと考えられます。ただし、物件ごとに個々の条件を確認する必要があるため、事前に指	R2.5.15 回答

No.	質問	回答	備考
	<p>②確認申請（告示免震）による建物については、建築確認上、軽微な変更として扱われますか。</p>	<p>定性能評価機関にご相談ください。</p> <p>②品質管理体制の強化（変更）等の変更により、新たに認定を取得した場合（免震材料の構造性能に影響を与える変更を除く。）は、施行規則第3条の2第1項第九号に該当し、建築確認上の軽微な変更として扱われるものと考えられます。ただし、個々の物件の取扱いは、建築主事等へ確認してください。</p>	
3	<p>平成12年建設省告示第1446号（以下、「改正告示」という。）の附則第3条第2項及び改正告示に伴う建築指導課長通知（R1.9.30 付け）に基づき、R3.4.1以降に着工する建築物には、改正告示に適合した免震材料を用いる必要がありますが、法第20条第1項第一号の大臣認定に係る性能評価時点で、当該免震材料の改正告示への適合が確認されていない場合は、どのように取り扱えばよろしいですか。</p>	<p>■改正告示への適合が評定等により確認される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評定等の取得により当該免震材料の認定番号に変更はないことから、現在の認定番号を性能評価書別添に記載してください。ただし、確認申請時には改正告示への適合を確認できるように（評定書等を添付するなど）してください。 <p>■改正告示への適合が新たな認定取得により確認される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな認定取得により当該免震材料の認定番号が変更されるため、性能評価書別添には、以下のような記載を行ってください。ただし、当該免震材料の新たな認定を取得した場合には、新たな認定番号を記載した法第20条第1項第一号に基づく大臣認定を取得するようにしてください。 	R2.10.21 回答

No.	質問	回答	備考
		<p>【記載例】 MVBR-〇〇〇〇又は MVBR-〇〇〇〇に規定する性能値と同等の性能を有し、令和元年9月30日改正後の平成12年建設省告示第1446号に適合する免震材料</p>	

以上